

令和4年度 魚津市空き家対策セミナー

参加費

無料

定員50名

空き家になる前に今できること

空き家対策セミナーと個別相談会



令和4年

7月30日 土 開場 12:40
(13:00~17:00)

新川文化ホール・1階 104号会議室

予約
不要

13:00~14:50 空き家対策セミナー



13:10~13:50

不動産屋さんの空き家の発生予防方法
「空き家にしないための知識と心構え」

公益社団法人 全日本不動産協会富山県本部理事 吉村 征一郎氏



14:00~14:40

司法書士さんの空き家の発生予防方法
「—大切な土地建物を所有者不明にしないために—」

富山県司法書士会 空地空き家対策特別委員会委員 浄土 喜央氏

要事前
予約

15:00~17:00 専門家による個別相談会



1グループあたりの相談時間は20分です。

主催 魚津市

協力団体

全日本不動産協会富山県本部
富山県司法書士会

お問い合わせ

都市計画課 ☎0765-23-1031

空き家の活用（売りたい 貸したい）は、「空き家情報バンク」で

市へ相談・登録



市役所



空き家の所有者

交渉・契約

マッチング



空き家を探している人

市へ相談・登録

手続の流れ

- ①所有者が市へ相談。空き家を登録。
- ②登録した空き家の問合せがあれば、情報利用者として登録を行い、所有者へ連絡。
- ③見学の日程調整等、当事者間で行っていただきます。

※原則市はマッチングのみ行います。仲介行為等はしません。

魚津市 空き家バンク

検索



総登録件数 **241** 件 総成約件数 **172** 件

※R4.5.1時点

- ⇒ 個人情報HP上では公開されません。
- ⇒ 写真は職員が撮ります（立会い必要）。
- ⇒ 家屋内が片付いていなくても登録できます。



空き家を解体する場合、解体補助制度があります。

事前審査
(建物確認)

申請

審査

交付決定

解体

実績報告

補助金交付

市が、**周囲に対して危険性がある**と認めた「**危険老朽空家**」に解体費の補助金を交付します。

主な補助要件

※詳細はお問い合わせください

- ◇危険老朽空家の測定基準に基づく評定で、市長が危険と認めるもの
- ◇所有者及び同居の親族が市民税、固定資産税等を滞納していないこと
- ◇魚津市内の解体業者により解体を行うこと

※解体後の申請は対象外です。**事前審査が必要**なのでまずはご相談ください。



空家テレワーク環境整備促進補助金

空家にテレワーク環境を整備する時の補助

補助額

整備費用の**1/2**、上限**30万円**

空家を賃貸してテレワークを実施する時の家賃補助

補助額

家賃の**1/2**、上限月額**3万円**
最長**1年間**

事前に申請する必要があります。詳細はお問い合わせください。